

契約事前確認公募について

令和4年10月27日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「統計的手法を用いた臨界評価条件の説明性検討」業務について、下記の募集要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続に移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

統計的手法を用いた臨界評価条件の説明性検討

(2) 履行期間

契約締結日～令和5年3月24日

(3) 概要

現在、廃炉・汚染水対策事業（以下「国プロ」）では、燃料デブリを切削した後に一時的に保管する容器（以下「収納缶」）についての検討が進められている。国プロにおける収納缶の設計は、従来プラントの臨界安全設計に準じた、最も厳しい保守的な条件（燃料デブリの組成、燃料デブリと水との混合割合、燃料デブリ直径等）の重ね合わせにより収納缶内径が評価されている。一方で、長期に及ぶ東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」）廃炉期間を考慮した場合、現場適用性やコスト等を踏まえた廃炉事業の継続性や、リスク低減の観点からは、燃料デブリ取り出し期間は可能な限り短期間で完了させることが望ましい。収納缶の内径を上述の国プロでの検討値／設計値から更に拡大することにより、設計条件を緩和できる可能性がある。この収納缶設計の緩和に向けた検討の前提条件として、収納缶の臨界評価に対する影響度が大きいパラメータを主とした検討を行い、1F実機条件を踏まえた収納缶の臨界評価に基づく臨界上の制約条件の検討を行う。

実施内容は以下の通りである。

① 現実的に評価される燃料組成の検討

現実的な燃料組成条件として、1F 燃焼履歴等のデータを基に適切な保守性を確保した燃料組成を整理し、この燃料組成を用いた臨界評価を統計的手法を用いて行う。また、臨界評価上の適切な保守性が評価に確保されていることを確認する。

② 残水体積比の検討

①にて得られた燃料組成等の条件に基づき、1F 実機での燃料デブリ取り出し作業を見据えた、機構が指定する水条件（残水体積比等）について、収納缶の臨界性に対する閾値評価を行う。この水条件については、観測可能性がある場合についても想定する。なお、残水体積比に基づく未臨界性評価の信頼性の補強について考察する。

③ ①、②の検討を踏まえた運用上の検討

収納缶の内径拡大に伴う収納可能な燃料デブリ量の増大に対して、臨界に影響を及ぼす燃料組成の混入割合／存在割合等について整理する。また、臨界評価の精度に応じた説明性を構築し、加えて、万一の事故状態を想定した影響度の把握、及び収納缶の内径拡大にあたり生じ得る課題や目標値に適した項目を抽出する。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は応募資格を有しない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。

- (7) 仕様書の交付を受けた者であること。
- (8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ① 収納缶の内径拡大に向けた課題、改善策等について検討を行うための知識及び実績を有し、かつ、過去の補助事業で行われてきた本件委託に関連する評価の条件／手法等について把握していること。
 - ② 収納缶の内径拡大に向けた臨界上の検討を行うに必要となる知識及び実績を有すること。

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「統計的手法を用いた臨界評価条件の説明性検討」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(エフ アンダーバー ディー イー アイ ｲｲ ｲｲ アットマーク エヌ ディー イフ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和4年11月9日(水)までの平日(10:00~17:00)配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和4年11月10日(木) 12:00

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「統計的手法を用いた臨界評価条件の説明性検討」業務担当あて(郵送による場合は、期限まで必着のこと)

【提出書類】

- ① 参加意思確認書(別添)
- ② 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要(パンフレット等)
- ④ 作業体制図及び作業計画書(様式自由)

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これ

に
応
じ
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
。

以
上

別添

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件 名：統計的手法を用いた臨界評価条件の説明性検討

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号